

(資料3)

(案)

「自殺対策タスクフォースの設置について」の一部改正について

〔平成23年3月 日〕  
自殺総合対策会議決定

「自殺対策推進タスクフォースの設置について」(平成22年9月7日自殺総合対策会議決定)の一部を次のように改正する。

第1を次のように改正する。

我が国における年間の自殺者数が、13年連続で3万人を超えている厳しい状況を踏まえ、平成23年中の自殺者数を可能な限り減少させるために、必要な緊急対策の機動的な実施等を行うため、自殺総合対策会議に、平成24年3月31日までの間、自殺対策タスクフォース(以下「TF」という。)を設置する。

この決定は、平成23年3月1日から施行する。